

欄	記載のしかた	留意事項
価額 (ニ)	<p>次の算式によって計算した償却資産の価額を記載してください。</p> <p>①前年中に取得した資産 取得価額 × ㉔</p> <p>②前年前に取得した資産 前年度評価額 × ㉕</p> <p>③前年前に取得した資産で新たに課税されるもの 取得価額 × ㉔ × ㉕ⁿ⁻¹</p> <p>(注) 1. ㉔及び㉕は、減価残存率表に掲げる耐用年数に応ずる㉔欄及び㉕欄の減価残存率をいいます。</p> <p>2. n は (評価額を求める年度 - 取得年次) の算式によって求められる年数をいいます。</p>	<p>増加償却、陳腐化償却又は評価額の補正の適用を受ける資産については通常の控除額にこれらの償却等を行ったことによる控除額を加算して価額を算出してください。</p>
※課税標準の特例 (率・コード)	<p>記載する必要はありません。ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は、次の例のように記載してください。</p> <p>(例)</p> <p>$\frac{1}{12}$ の特例 → 112</p> <p>$\frac{2}{3}$ の特例 → 203</p>	
※課税標準額	<p>記載する必要はありません。ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は、個別の資産に係る決定価格 (償却資産の申告書「決定価格 (へ)」欄の額に算入されている額) を記載してください。</p> <p>なお、課税標準の特例の適用を受ける資産については、当該決定価格に特例率を乗じて得た額を記載してください。</p>	
増加事由	<p>資産が増加したことについて、該当する増加事由の番号を○で囲んでください。</p>	
摘要	<p>当該資産について、次のような事項を記載してください。</p> <p>①課税標準の特例がある資産について、その適用条項 (例; 法第349条の3第1項)</p> <p>②割賦販売資産等第342条第3項の規定の適用がある資産については、その旨の表示と売主の名称等</p> <p>③耐用年数の変更があった場合にはその旨の表示</p> <p>④短縮耐用年数を適用している資産についてはその旨の表示</p> <p>⑤増加償却を行っている資産についてはその旨の表示</p> <p>⑥その他当該資産の価格の決定にあたって必要な事項</p>	